

2025年5月28日

各位

株式会社フジ・メディア・ホールディングス
株式会社フジテレビジョン

社外相談窓口の設置について

当社子会社の株式会社フジテレビジョン（以下「フジテレビ」）は、再生・改革に向けた取組みの一環として、本日、外部法律事務所が窓口を務める新たな社外相談窓口（以下「社外相談窓口」）を設置し、ハラスメントを含む人権侵害行為をはじめとするコンプライアンスに関する不適切行為等について、社内外のステークホルダーの皆様からの相談の受付を開始いたしました。

1 設置の背景及び概要

現在、フジテレビは、2025年3月31日付「フジテレビの再生・改革に向けて」において示したプラン（以下「再生・改革プラン」）に基づいて、各種の施策を推進しており、フジテレビの事業活動が影響を与える全てのステークホルダーの人権リスクの低減・是正・防止に対する取組みを推進しています。

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」によれば、企業として、自社の企業活動に関わる人権侵害のリスクに関し、適切かつ実効的な救済へのアクセスが備わっていることを確保するための仕組み（人権救済メカニズム/グリーンバンスメカニズム）を構築することが要請されております。

今回運用を開始する新たな社外相談窓口は、同原則の要請を踏まえ、フジテレビのバリューチェーン上で特にリスクが高いと思われる人権リスクを踏まえた相談者の範囲の拡大、社内外への継続的な周知による利用の促進、外部の弁護士及び臨床心理士によるサポート体制の確立、相談後のフローの透明化、新たに設置したサステナビリティ経営委員会等に対する相談実績概要の定期的な報告などの点で、窓口としての実効性の強化を図っております。

フジテレビは、社外相談窓口の設置後も、同原則上の8要件（正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、持続的な学習源となること、対話に基づくこと）の要請を満たす運用体制となるよう、今後も、ステークホルダーとの継続的な対話等を通じて運用の改善を行って参ります。

2 社外相談窓口の特徴

フジテレビには、社外相談窓口の設置以前も、複数の相談窓口が存在していましたが、これまでに人権デューディリジェンスの一環として実施してきたフジテレビ社員との対話や「フジテレビの未来に向けた意見箱」に寄せられた意見等を通じて、相談者の心理的安全性や各相談窓口の透明性・信頼性を担保するための各種施策やその周知等に課題があることが明らかになりました。

そこで、今回新たに設置された社外相談窓口においては、これらの対話等から得られた課題を改善し、フジテレビ社員やスタッフをはじめフジテレビの事業に関わるステークホルダーの皆様が安心・信頼して相談できるよう、以下の特徴を備えたものとしております。

① 相談者の範囲の拡大

相談者の範囲を、フジテレビの役職員だけでなく、フジテレビの事業、製品またはサービスに直接関連する取引先事業者の役職員の皆様または個人事業主の皆様、フジテレビの番組の出演者の皆様および取材対象者の皆様にまで拡大いたしました。これにより、フジテレビの事業に関連して発生する人権リスクを含むコンプライアンスリスクに、幅広く対処することを可能とします。

② 外部の弁護士が直接相談を受け付ける仕組みの整備

社外相談窓口は、フジテレビから独立した外部法律事務所の弁護士が相談を受け付けることになっており、これにより、相談者は、同弁護士に直接、不適切行為等を申告することが可能となっております。

③ 臨床心理士によるサポート体制の整備

社外相談窓口に寄せられる相談内容等に応じて、ハラスメント事案に関する専門的な知見を持つ臨床心理士のサポートを受けられる体制を整えております。

④ 匿名化しての内容共有

社外相談窓口は、相談を受け付けた場合、被害拡大の防止やリスク対応に遅れが生じないよう、相談者の氏名及び相談内容に必要な匿名化をしたうえで、フジテレビ担当者に共有しますが、その過程において、相談者の秘密を保護します。相談者を特定する行為、あるいは相談者に対する不利益な取扱いを決して許しません。

⑤ 相談後のフローの透明化

本リリースや社内説明会、相談者への直接の説明等も含め、今後、社内外のステークホルダーに対し、相談後にどのようなフローで具体的に調査が進み、その結果が相談者にフィードバックされるのか等を周知して参ります。社外相談窓口への相談方法、相談受付後の対応フロー等、社外相談窓口に関する詳細については、別紙をご参照ください。

なお、社外相談窓口の設置以降も、従来の各相談窓口をご利用いただくことは可能です。

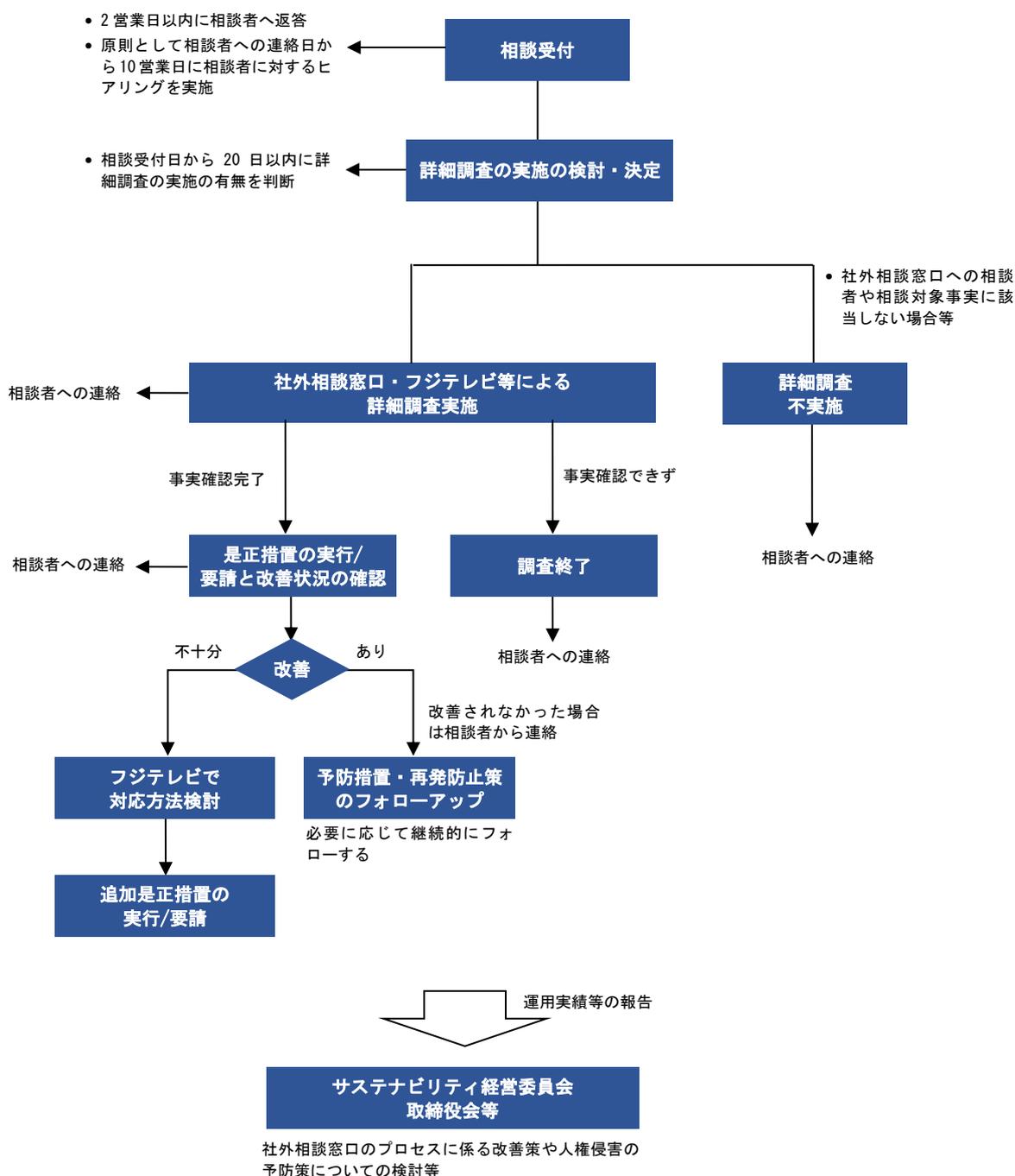
1 社外相談窓口相談できる方(相談者)

- ① フジテレビの役職員(1年以内にフジテレビの役職員であった方を含みます。)
- ② フジテレビの事業、製品またはサービスに直接関連する取引先事業者の役職員または個人事業主(番組制作会社の役職員、番組プロデューサーおよびディレクター、技術および美術スタッフ、警備員、清掃員等を含みます。)
- ③ フジテレビの番組の出演者および取材対象者

2 社外相談窓口相談できる事実(相談対象事実)

- ① フジテレビにおける法令、社内規則および企業倫理に違反しまたは人権を侵害する行為(ハラスメントを含む、潜在的に人権を侵害する行為およびフジテレビが手がける放送・配信またはその準備に当たって生じるものを含みます。以下「コンプライアンス違反」)またはそのおそれのある行為
 - ② フジテレビのバリューチェーン上で生じるコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為であって、フジテレビが原因を作出しもしくは助長するもの
またはフジテレビの事業、製品またはサービスに直接関連するもの
- ※ 但し、コンプライアンス違反に該当しない不平・不満等の申立ては含まれません。

3 社外相談窓口への相談以降のプロセス



※ 事案の重大性等によっては、相談者に対するヒアリング等の前にフジテレビにて緊急の対応措置(相談者の保護や二次加害に繋がる放送の回避等)を取るなどの必要がある場合もありますので、最初の相談メールに記載された内容は、匿名化した上で、遅滞なく、フジテレビのコンプライアンス等担当役員に共有されます。なお、フジテレビのコンプライアンス等担当役員またはその親族が被相談者である場合や、調査の結果により実質的に不利益を被る者である場合には、フジテレビの代表取

締役社長に共有されるものとします。

- ※ フジテレビのコンプライアンス等担当役員は、調査の必要性等がある場合、社外相談窓口から相談を受けた内容を、必要最小限の範囲でフジテレビの関係部署に共有できるものとします。この場合、フジテレビのコンプライアンス等担当役員は、特段の事情がない限り、当該事案が本社外相談窓口に寄せられた相談であることは共有しないなど、相談者の秘密が守られるよう最大限配慮します。
- ※ 調査は、事案に応じ、社外相談窓口弁護士、フジテレビの関係部署、その他外部の専門家等が行います。
- ※ なお、相談された事案が、フジテレビ(の役職員)が直接の当事者ではなく、フジテレビの取引先間での人権侵害事案等である場合には、社外相談窓口やフジテレビだけで調査・是正措置を実施するのではなく、取引先等の第三者に調査や是正措置への協力を依頼する場合があります。その際も、相談者の情報や相談内容は必要に応じて匿名化等をして調査協力を求めます。
- ※ フジテレビは、一定期間に社外外部相談窓口へ寄せられた相談事案全体の相談件数や傾向等の運用実績を、サステナビリティ経営委員会および取締役会等に報告し、(個別事案に関してプライバシー権等に抵触しない範囲で)社内外に公表します。

【秘密の保護】

- 社外相談窓口の担当者や調査・是正措置に当たる者は、相談者の特定につながりうる情報を、相談に係る調査および是正措置等の検討・実施のために必要最小限度の範囲の者を除き共有・開示しません。
- 相談等の受付、対応、または是正の過程で知り得た情報は、コンプライアンス相談窓口制度の改善および必要な場合の相談者の救済という目的以外に利用いたしません。
- 詳細調査の中で、ヒアリングなどの調査に協力していただいた方は、正当な理由なく調査に係る情報を口外することは禁止されています。
- これらに違反したフジテレビの役職員に対しては、就業規則その他の社内規程に従って懲戒処分その他厳正な措置をとります。

【相談者探索および不利益取扱いの禁止】

- 相談者および調査協力者が誰であるかを探索することは禁止されています。
- 相談をしたことや、調査に協力したことを理由として、相談者および調査協力者に対する不利益取扱い(解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、労働契約の更新拒否、事実上の嫌がらせなど)をすることも禁止されています。
- これらに違反したフジテレビの役職員に対しては、就業規則その他の社内規程に従って懲戒処分その他厳正な措置をとります。

【不正の目的による相談の禁止】

- 不正の目的による相談(虚偽の相談、個人的利益を図る目的の相談、他人を誹謗中傷する目的の相談等)は禁止されています。相談が不正の目的で行われたと判断した場合には、当該相談を受け付けない場合があるとともに、当該相談を行ったフジテレビの役職員に対し、就業規則その他の社内規程に従って適切な措置をとります。

以 上